積算番号：R　P15J

設計業務委託特記仕様書　（取壊し）

Ⅰ　業　務　概　要

１．委託業務名　　安城農林高校農業イノベーション拠点整備基本計画策定等業務

２．計　画　概　要

（１）施設名称　　安城農林高等学校

（２）建築場所　　安城市池浦町地内

（３）施設用途　　学校
令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第七号　第１類とする。

３．履行期限　　令和９年６月１５日

４．設計の概要

（１）構造・規模
・温室　鉄骨造　平屋建　延べ面積２００㎡
・温室　鉄骨造　平屋建　延べ面積１９８㎡
・温室　鉄骨造　平屋建　延べ面積９９㎡
・冷蔵室　鉄筋コンクリート造　平屋建　延べ面積３３㎡
・ボイラー室　鉄骨造　平屋建　延べ面積２３㎡
上記建物に係る取壊し設計一式

（２）設計与条件
別添 基本計画書、計画概要図による。
対象工事費　　概ね　32,520,000 円程度（消費税及び地方消費税除く）

Ⅱ　業　務　仕　様

特記仕様書に記載されていない事項は「建築設計業務委託共通仕様書」(愛知県建設局)による。

１．特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

２．建築士事務所の要件

建築士法第 23 条の６による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

３．管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による（○が複数の場合はそのいずれかによる）。

- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士（建築士法第２２条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
- ⊙ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士又は二級建築士（建築士法第２２条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士（建築士法第 22 条の２による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）

４．電子納品

本業務は電子納品の対象とする。

５．設計業務の範囲

取壊し等の工事を行うに必要な実施設計図書作成及び関係法令の手続きを行うこととし、次に掲げる業務を標準とする。

（１）設　計

⊙ 取壊し構造物等図面作成業務
⊙ 取壊し構造物等積算業務（積算数量算出書、積算数量調書の作成）
⊙ 営繕積算システム RIBC2（(一財）建築コスト管理システム研究所）による設計書の作成
⊙ 建築積算業務、設備設計業務との調整
⊙ 現地調査

（２）法令関係（必要な各種協議、申請書等の作成を含む）

⊙ 各種協議
・ その他

６．業務の実施

（１）一般事項

a. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

（２）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

a. 業務着手時
b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
c. その他（　　）

また、受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、添付ファイルの容量が１５ＭＢを越えないものは、従来様式に基づく書類に代えて原則電子メールにより行う。

（３）適用基準等

a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

⊙ 構内舗装・排水設計基準
⊙ 構内舗装・排水設計基準の資料
⊙ 建築工事標準詳細図
⊙ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
⊙ 建物解体工事共通仕様書
⊙ 公共建築工事積算基準
⊙ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
⊙ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
⊙ 公共建築工事積算基準等資料
⊙ 公共建築工事標準単価積算基準
⊙ 公共建築数量積算基準・同解説
⊙ 公共建築設備数量積算基準・同解説

⊙ 建築工事設計図書作成基準
⊙ 建築工事設計図書作成基準の資料
⊙ 建築設備工事設計図書作成基準

b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与)
⊙愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
⊙設計基準（建築設計編）
⊙ 公共建築工事設計書作成要領
⊙ 公共建築工事費積算基準
⊙ 愛知県あいくる材率先利用方針
⊙ 愛知県電子納品運用ガイドライン
⊙ 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
⊙ 県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針
⊙ 愛知県情報共有運用ガイドライン

（４）資料の貸与及び返却
既存設計図書等
{⊙建築　⊙電気設備　⊙機械設備　・ 設計数量書　・(　　)｝の貸与及び返却は監督員による特段の指示がない場合には、当該施設の施設管理者とし、手続き等は施設管理者の指示による。

（５） 愛知県産材の利用促進
材料の選定にあたっては、「県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針」に基づき、愛知県産材の利用促進を図ること。また、業務完了時に木材利用調査表（様式１または様式２）を提出すること。

（６）建設副産物対策
受注者は、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進）について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

（７）有害物質等の対策
関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、ＰＣＢ等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合は、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

（８）建設発生土の対策
建設発生土の搬出がある場合、設計図書へ搬出先に関する情報を明記し、当該搬出先への運搬・処分に要する費用を適切に計上すること。

（９）建設リサイクル法
建設リサイクル法の対象工事の場合、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地などの設計条件を設計図書に明示すること。

(10) 成果物引渡後の設計協力
成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

（11）ウィークリースタンスの実施

本業務は、「建設部門委託業務ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の相互で協力し、実施するものとする。

7．成果物等

（1）成果物

成果物は、次に掲げるものを標準とする。

成　果　物	電子納品の適用	摘　要
⊙ 特記仕様書	D/O	
⊙ 配置図、案内図、工事概要	D,D/O	
⊙ 撤去対象物意匠図	D,D/O	
⊙ 撤去対象物構造図	D,D/O	
⊙ 撤去対象物設備図	D,D/O	
⊙ 外構撤去図	D,D/O	
⊙ 仮設計画図	D,D/O	
⊙ 土留め計画図	D,D/O	
⊙ 敷地整備図	D,D/O	
⊙ 吹付けアスベスト撤去図	D,D/O	
⊙ 積算数量算出書	R,R/O	
⊙ 積算数量調書	R,R/O	
⊙ 見積書及び見積り比較表	R,R/O	
⊙ 物価資料掲載価格比較書	R,R/O	
⊙ 設計書	R,R/O	
⊙ 工事計画工程表	R,R/O	
⊙ 各種技術資料	R,R/O	
⊙ 各種打合せ記録	R,R/O	
⊙ 関係法令協議書及び申請書	R,R/O	
⊙ 木材利用調査表（様式1又は様式2）	R,R/O	
・ その他（　　）	D,D/O	
・ その他（　　）	R,R/O	
・ その他（　　）	―	

（注1）上記のうち　・　に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

（注2）詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、ＣＡＤデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙等による納品ができるものとする。

（注3）電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」ﾌｫﾙﾀﾞにCADﾃﾞｰﾀ（ｓｆｃ形式）を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」ﾌｫﾙﾀﾞにCADﾃﾞｰﾀ（オリジナル形式）を格納し、適用「R」は「REPORT」ﾌｫﾙﾀﾞにPDFﾃﾞｰﾀを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」ﾌｫﾙﾀﾞにオリジナルデータを格納する。適用「―」は適用外とする。また、ＰＤＦデータは、監督員と協議の上、ＸＤＷデータとすることができるものとする。

（注4）紙媒体での提出は電子納品対象（電子納品適用、適用外共）、電子納品対象外共各1部（各一式）とする。

（2）成果物の納入場所及び部数

建築局公共建築部公共建築課

紙媒体　1部、電子納品用媒体　（ＣＤ－Ｒ等）２部

（3）成果物の扱いについて

成果物は、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者等に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

また、工事の発注手続きにおいて、設計事務所名、設計者名、建築士登録番号等が記載された図面を「あいち電子調達共同システム」により提供する場合がある。

（４）見積りの徴収

積算のため参考見積を徴収するときには、原則として文書により、形状寸法、品質、企画、数量及び納入時期・場所等の条件を提示しかつメーカー等が特定されないような見積条件とした上で３者以上から徴収を行うものとし見積比較表を提出する。なお、見積を依頼するにあたっては、具体的な工事名を除くものとする。

また、価格表示は労務価格とそれ以外（材料価格や経費等）を分けたものとする。

（５）物価資料掲載価格の採用

物価資料に掲載している価格を積算単価に採用する場合は、公共建築工事費積算基準（愛知県建設局）第２　２－３に基づき採用するものとし、物価資料掲載価格比較表を提出する。なお、一誌のみ掲載されている場合は、その単価を採用する。

（６）設計書の作成について

設計書の作成にあたっては、監督員と事前に協議し、営繕積算システムＲＩＢＣ２で作成した設計書データを格納した電子媒体を提出すること。

（７）電子提供用設計図書の作成について

１）一般事項

ａ．電子提供用設計図書作成の適用：　⊙　作成対象業務　　・　作成対象外業務

ｂ．作成対象業務の受注者は、必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

ｃ．図面データは、　・Ａ１版　⊙Ａ２版　の出力を想定したデータとする。

ｄ．作成対象業務は電子納品による成果品のほか、下記により作成した成果品を提出するものとする。

２）図面データの加工

ａ．特記仕様書の規定により提出したＣＡＤデータは、１図面につき１ファイルであるため、図面を作成したＣＡＤシステムの機能等により、１つのファイルに統合した上で、表紙、図面リスト及び特記仕様書を含む設計原図のＣＡＤデータを「Ｄｏｃｕ　Ｗｏｒｋｓ形式（拡張子（.xdw））」または「Ｐｏｒｔａｂｌｅ　Ｄｏｃｕｍｅｎｔ　Ｆｏｒｍａｔ形式（拡張子（.pdf））」に加工するものとする。

ｂ．加工したデータの解像度は、６００ｄｐｉを標準とする。

ｃ．出力用紙サイズはＡ３版のデータとする。

ｄ．上記の加工を行った場合で、やむを得ずファイル容量が３０ＭＢを超える場合は、監督員と協議の上、ファイルを２つにするものとする。

ｅ．ファイル名は「(積算番号または管理番号）＋（図面)」とする。

３）成果物

加工したデータは、電子納品による成果品とは別のＣＤ－Ｒ等に格納し、２部提出するものとする。

４）その他

その他、詳細な取扱いについては、監督員と協議することとする。

８．電子納品について

（１）電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。

（２）受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

（３）その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

平成１５年　４月　１日適用

平成１８年　４月１４日改定
平成１９年　４月　１日改定
平成２２年　６月　１日改定
平成２３年　７月　１日改定
平成２６年　４月　１日改定
平成２９年　４月　１日改定
平成２９年１１月　１日改定
平成３１年　４月　１日改定
令和　２年　３月　９日改定
令和　３年　４月２６日改定
令和　４年　４月　１日改定
令和　７年　３月　１日改定
令和　８年　４月　１日改定